

# 令和4年度未来のふるさとづくり応援事業実施要領

## 1 事業の目的

本事業では、文化的・歴史的な地域資源の活性化や伝承活動、安心・安全で住みよい環境づくり及び家族・地域との繋がりを大切にする活動などに対して助成することで、未来のふるさとを担う次世代の参加を活性化し、幅広い世代の協働による持続可能な地域（ふるさと）づくりを促進し、県民のふるさとに対する愛着や誇りを一層育むことを目的とする。

## 2 助成対象団体

石川県内に住所または活動の本拠をおいている地域団体（公民館関係団体、サークル、町内会、婦人会、子ども会、ボランティア団体等）やNPO法人、または地域住民が主体的に参加する実行委員会等で持続可能な未来のふるさとづくりの推進を目的とする団体。ただし、専ら営利を目的とする団体は対象としない。

## 3 助成の対象となる活動

- ・ふるさとの文化や歴史、伝統を守り伝承するための活動
- ・郷土の自然を大切にし、安心・安全で住みよい生活環境をつくるための活動
- ・家族や地域とのつながりを大切にするための活動

### 【対象となる取組例】

- ・ふるさとの文化や歴史、伝統を守り伝承するための活動
  - 例1：伝統行事の活性化・伝承活動や文化資源の保存・活用活動
  - 例2：ふるさとの郷土史を学ぶための紙芝居を作成し児童館等で上演
  - 例3：伝統芸能の保存・継承に取り組む地域間交流や合同発表会の実施
- ・郷土の自然を大切にし、安心・安全で住みよい生活環境をつくるための活動
  - 例1：地域の共有スペースに花壇をつくり、花壇端会議を促進
  - 例2：親子で地域を探検しながら危険な個所などをチェックし、防犯マップを作成して地域で発表
- ・家族や地域とのつながりを大切にするための活動
  - 例1：お年寄りとの世代間交流で方言や昔話を聴取してカルタや絵本を作成し、公民館等で発表
  - 例2：子ども連れでも安心して楽しめる場所を自分たちで探してマップを作成して発信

## 4 助成の対象とならない活動

- ・営利を目的とするものや特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの
- ・政治的または宗教的な活動に関係するもの  
ただし、文化的・歴史的価値の極めて高いものについてはこの限りでない
- ・学校のクラブ活動その他学校教育に関するもの
- ・県や県の事業を実施する団体の制度で他に補助金等を受けるもの  
ただし、国や市町などの他の制度で補助金等を受ける場合についてはこの限りでない。
- ・従来から行われている活動の実施や単に活動（イベント等）に参加するもの
- ・調査研究した成果物（報告書等）を作成するだけのもの

## 5 助成対象事業の実施期間

採択決定日から事業の完了した日または翌年2月末のいずれか早い日まで

## 6 助成対象経費

項目	細目	内容
報償費・旅費	謝金	講師謝金、出演謝金、編集謝金、警備謝金 等
	旅費	交通費、宿泊費 等
会場費・賃借料・設営費等	会場費・賃借料	会場使用料、設備使用料、楽器借料、器具・機材借料 等
	会場設営費	会場設営費、展示工作・撤去費、字幕費・音声ガイド費 等
	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費 等
	運搬費	作品運搬費、道具運搬費、楽器運搬費 等
資料作成・広告宣伝費	資料作成・記録費	資料印刷費、報告書印刷費、記録費、録画費、録音費、写真費 等
	原料費	原材料費 等
	広告宣伝費	広告宣伝費（新聞、雑誌等）、立看板費 等
	印刷費	チラシ印刷費、ポスター印刷費、プログラム印刷費、各種デザイン料、入場券印刷費、アンケート用紙印刷費 等
	通信費	郵送料 等
その他	保険料	催事保険料 等
助成対象外経費		<ul style="list-style-type: none"><li>・レセプション・パーティ、打ち上げ、飲食等に係る経費</li><li>・通常の団体運営に係る経費（事務所運営費、団体役員・職員・会員の人件費・交通費、団体役員・職員・会員が審査員・講師等である場合の謝金・交通費、雑費など）</li><li>・汎用性のある備品（事務機器、事務用品、消耗品など）の購入費</li><li>・社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費</li></ul>

## 7 助成額等

- (1) 助成対象経費の2分の1以内の額で、助成限度額は10万円とする。
- (2) 採択件数は6件程度とする。
- (3) 実施計画どおりに実施できなかった場合は、助成額を減額することがある。

## 8 応募方法

提出書類に必要事項を記入のうえ、郵送等で提出する。

- (1) 提出期限（厳守）  
令和4年5月31日（火）
- (2) 提出書類
  - ①事業申請書(様式1)
  - ②事業概要(様式2)
  - ③収支予算書(様式3)
  - ④事業実施計画書(様式4)
  - ⑤その他参考資料(様式任意)

※ 様式（記入例含）は石川県健民運動推進本部のホームページよりダウンロードできます。

URL: <http://www.pref.ishikawa.jp/seikatu/kouryu/index.html>

## 9 審査方法及び審査の観点

選考委員による審査を経て、健民運動推進本部副本部長（ふるさとづくり推進委員長、石川県県民文化スポーツ部長）が協議し決定する。

### 【審査の主な観点】

- ① 妥当性：本事業の目的に合致した取組となっているか
- ② 実現性：取組の目的が明確で、内容が具体的であり、実現可能性があるか
- ③ 発展性：今後も継続的に実施されて次世代へ継承され、地域への波及効果が期待できるか

## 10 活動状況の報告・成果報告

### (1) 活動成果報告

採択された団体は、活動状況や成果等を実績報告書として提出すること

### (2) 情報の提供と公開

採択された事業の活動状況や成果は、報道機関への資料提供、当本部の広報誌「かわら版」やホームページ等で広く県民に公表するため、協力すること

- ・当該事業の実施に際して作成するポスター、プログラム、看板等には、本事業の助成を受ける事業である旨を必ず明記すること

（表示例：「助成：石川県健民運動推進本部 未来のふるさと応援事業」

## 11 留意事項

応募に係る経費はすべて応募者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。

## 12 問い合わせ先

〒920-8580

石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県県民文化スポーツ部県民交流課内

石川県健民運動推進本部事務局 未来のふるさとづくり応援事業担当

電話：076-225-1366 / FAX：076-225-1363

Email：kenmin-t@pref.ishikawa.lg.jp